

2023（令和5）年5月15日

諸 団 体 各 位

◎ノーモア・フクシマいわき市民訴訟原告団

原告団長 伊 東 達 也

〒160-0022

東京都新宿区新宿2-1-3

サニーシティ新宿御苑10F

スモン公害センター内

ノーモア・フクシマいわき市民訴訟原告団

東京事務所

電話：03-6380-5442

FAX：03-3352-9476

◎福島原発被害弁護団

共同代表 弁護士 小野 寺 利 孝

共同代表 弁護士 鈴木 堯 博

共同代表 弁護士 広 田 次 男

幹 事 長 弁護士 米 倉 勉

事務局長 弁護士 笹 山 尚 人

〒110-0015

東京都台東区東上野3丁目28番4号

東上野スカイハイツ504号

電話：03-5812-4671

FAX：03-5812-4679

団体署名ご協力をお願い

貴団体におかれましては、人権と民主主義の発展のためにご奮闘のことと存じます。日頃の貴団体の活動に敬意を表します。

さて、不躰にお手紙を差し上げて恐縮です。6・17最高裁判決の克服をめざすノーモア・フクシマいわき市民訴訟の上告審に向けて、団体署名にご協力をいただけないかとのことで、連絡させていただきました。

- 2011年3月11日発生した東京電力福島第一原子力発電所事故について、国会事故調査委員会報告書は「今回の事故は、これまで何回も対策をうつ機会があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま3・11を迎えたことで発生したものであった」とし、東京電力自身も福島第一原発事故を「巨大な津波を予想することが困難であったという理由で、福島原子力事故の原因を天災として片づけてはならず、人智を尽くした事前の備えによって防ぐべき事故」であったと総括しています。そのほか、政府事故調査委員会、原子力学会事故調査委員会、民間事故調査委員会など各種調査結果が公表されていますが、いずれの検証・調査報告においても、福島第一原発事故は、防げなかった事故ではなく、事故の原因が「過酷事故対策の不備」「津波対策の不備」「事故対応の準備不足」にあり、国（規制機関）や原子力事業者において、なすべきことがなされていれば、事故を防ぎ得たと結論付けられています。
- ところが、2022（令和4）年6月17日に最高裁第二小法廷が言い渡した国賠責任に関する判決では、国が規制権限を行使していても「本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相

当にあると言わざるを得ない」として、国の責任を否定しました。

私たちのノーモア・フクシマいわき市民訴訟に対して、仙台高等裁判所第2民事部は、2023（令和5）年3月10日、最高裁判決に追隨して「国の規制権限が行使されていたとしても『必ず』重大事故を防ぐことができた」と断定することができないことを理由として国の責任を認めませんでした。

このような福島第一原発事故について、国が規制権限を行使していても事故が防げなかったとする司法判断は、原子力安全行政の機能不全を不問に付すことであり、二度と再び原発事故を起こさないという私たちの願いを踏みにじる判断です。

このような司法判断が繰り返されることは、司法に対する国民の信頼を決定的に失わせるものです。また、国が「違法な不作為」を重ねながら、法的責任を免れる結論は、私たち国民の常識に反するものです。さらに、行政の誤りを司法がただすことを規定した日本国憲法が定めている三権分立を崩すものでもあります。

3 私たちは、仙台高裁判決について最高裁に上告し、最高裁が、6・17判決を自ら見直し、正義にかなう判断をするよう求めています。

本年4月に発売された月刊誌「経済」に掲載された『「国に責任はない」原発国賠訴訟・最高裁判決は誰が作ったのか』のなかで、判決に関わった裁判官らが原子力事業者の顧問や代理人を務める巨大法律事務所と結びついていることなどが暴かれました。また、4月15日にはNHK教育テレビで「誰のための司法か～團藤重光最高裁・事件ノート」が放映され、最高裁判所での審理中、元最高裁長官による審理への介入があったことが明らかにされました。最高裁の公正・公平・中立、司法の独立などが国民目線からは厳しく問われなければなりません。

私たちは、上告審において、福島原発事故をもたらした国の原子力安全行政の責任を厳しく問い、真に原発の安全が確保されるように法廷での取り組みを進めてまいります。

あわせて、6・17判決を見直し、国民の常識にかなう公正で正義あふれる判決を下すよう求める声を最高裁に届けるべく団体署名に取り組むことといたしました。

一方的なお願いで恐縮ですが、団体署名用紙と最高裁6・17判決の誤りを解説するリーフレットをセットで同封させていただきました。

ご検討の上、なにとぞ団体署名にご協力をおねがいいたします。

今回の団体署名は、第一次集約を2023年7月末日としておりますので、お送りしました署名用紙にご記入の上、返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。その後も、2023年8月末日に第二次集約、9月末日に第三次集約を予定しておりますので、第一次集約に間に合わない場合でも引き続きご協力をいただきたくお願いいたします。

なお、今回お願いしている団体署名には、お送りした貴団体の本部だけでなく、団体を構成する支部・分会・班などがございましたら構成単位ごとに個別にご協力をいただきたく存じます。署名用紙が不足する際には追加でお送りいたしますので、必要数及びご送付先をお知らせください。

以上、ご検討ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

草々

ご不明な点がございましたら、

〒160-0022

東京都新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑10F

スモン公害センター内

ノーモア・フクシマいわき市民訴訟原告団東京事務所（担当：斎藤）

TEL:03-6380-5442 FAX:03-3352-9476

にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

ノーモア・フクシマいわき市民訴訟 福島第一原発事故の国の責任を否定した最高裁6・17判決を 見直し、公正で正義あふれる判決を求めます

最高裁判所第 小法廷 御中

仙台高等裁判所第2民事部（小林久起裁判長）は、2023年3月10日、東京電力福島第一原子力発電所事故の被害者である福島県いわき市民約1500余名が、事故を引き起こした国及び東京電力を被告として、その責任を明らかにするべく争われてきたノーモア・フクシマいわき市民訴訟に対して、国の責任を認めず、一審被告東京電力に対してのみ賠償を命じる判決を言い渡しました。

原告らは、高裁判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っています。

仙台高裁判決は、国が原子力安全規制権限を行使していれば、事故を回避することができる相当程度高い可能性があったとして、2003年以降、国が規制権限を行使しなかったことを「違法な不作為があった」と断じる一方で、国賠法上の責任については、東電においてとられる防護措置によっては、「必ず重大事故を防ぐことができたはずであると断定することはできない」として否定しました。

規制権限が行使されていれば「必ず」事故が防げたかを問題としていること自体、これまで最高裁判決によって確立されてきた規制権限不行使の違法性判断の定式にはずれたものであって、判例に違背する判断であり、上告審においては是正されるべき判断です。

また、規制権限を行使していても原発事故を防ぎ得なかったとする司法判断は、原子力安全行政の機能不全を不問に付すものであり、二度と原発事故を起こさせないという国民の常識に反する判断です。

「違法な不作為」を繰り返してきた行政を免責した判断は、違法な行政行為を司法判断でただすことを規定した日本国憲法が定めている三権分立を掘り崩すものであり、司法に対する国民の信頼を決定的に失わせるものです。

2022年6月17日最高裁第二小法廷判決は、規制権限不行使の法制判断に際して確立された判例法理に従わず、「規制権限を行使していれば被害を受けることがなかったであろうという関係」を要求し国の責任を否定していますが、貴小法廷におかれては、法廷内外の声に謙虚に耳を傾け、国民的に批判が出ている6・17最高裁第二小法廷判決を見直し、公正で正義に基づく、国民の常識にかなう判断を下されるよう心から求めます。

団体名	
住所	

【署名集約先】〒160-0022

東京都新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑10F

スモン公害センター内 ノーモア・フクシマいわき市民訴訟原告団東京事務所 宛

電話 03-6380-5442 FAX 03-3352-9476

【署名の最終締め切り日】最高裁の対応に寄りますが、早急さが求められていますので2023年11月末日とさせていただきます。

2022年6月17日最高裁判所第二小法廷は、福島第一原発事故における国の損害賠償責任を認めない判決をしました(最高裁6.17判決)。

私たちノーモアフクシマ・いわき市民訴訟では、この最高裁6.17判決を覆すべく、2023年3月10日に仙台高裁判決に臨みましたが、結論においては残念ながら6.17最高裁判決に追隨して国の責任を否定する判決でした。

国は原子力の平和利用をうたい、国策として原子力開発を推し進めてきました。その原発で事故が起きても国は責任を取らなくてよいのでしょうか？過去の責任の否定は、将来の義務の放棄です。こんなおかしなことが許されてよいはずがありません。



事故の影響で人が来なくなった四倉海水浴場

「二度と福島第一原発事故を繰り返してほしくない」。それが被害者の共通の願いです。

同じ惨禍を引き起こさせないためには、国に原発事故に対する法的責任があることを認めさせる必要があります。

それを実現できる場所のひとつが「裁判所」です。いわき市民訴訟仙台高裁判決において正されなかった最高裁6.17判決の誤りは、最高裁自身で正されなければなりません。

私たちは、最高裁6.17判決を覆す判決を勝ち取ります。そのためには、全国の多くの市民の声による世論が必要です。

みなさまに お願いしたいこと

「ノーモア・フクシマ」の声を
全国の市民から

①

団体署名にご協力ください

②

この問題をSNSで拡散してください

以下のハッシュタグ(#)をつけて、発信・拡散してください。

「署名に協力した」「最高裁ひどい!」でOK!

ハッシュタグ #ノーモアフクシマ
#NO MORE FUKUSHIMA
#6.17最高裁判決を覆そう

③

学習する機会を設けてください

学習会には講師を承ります。

また、現地ツアーをご希望の場合は、

お気軽にお申し出ください。

ご相談しながら、

現地ツアーの企画・運営をお手伝いします。

連絡先

ノーモアフクシマ・いわき市民訴訟原告団
東京事務局

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3
サニーシティ新宿御苑10F 公害総行動センター内
Tel : 03-6380-5442
Fax: 03-3352-9476

「防げた原発事故を
防がなかった」
国に責任はないの!?

最高裁
6・17判決って
おかしくくない!?

原発事故の国の責任を否定した



最高裁6.17判決

なぜおかしい？

Q どうして最高裁6.17判決は国の損害賠償責任を認めなかったのですか？

A 最高裁は、仮に国が東電に安全対策を要求し、東電がそれに応じたとしても、3.11の地震・津波は防潮堤を超えて襲来し原発を浸水してしまったから、事故を回避することができなかったで国に責任はないと判断しました。しかし、最高裁は、そのように判断した理由をほとんど説明していません。国の責任を否定する結論ありきの判断です。ただ一人、三浦最高裁判事は、国の責任を認める少数意見を書きましたが、その論旨は説得的です。

Q 本当に福島第一原発事故は回避できなかった事故なのでしょうか

A 全国各地の地裁・高裁の判決の中でも、国は事故を予見することができ、浸水を防ぐための防潮堤や水密化といった事故対策をすべきであったこと、対策をとっていれば事故を回避できた可能性は相当高いことを指摘するものが多数あります。政府、国会、東電等各事故調査委員会の報告書でも「防げなかった事故」と結論付けるものはありません。「防げなかった事故」とする最高裁の判断は常識に反してはいるのではないのでしょうか。

やるべきことをやっていた国に責任を否定した最高裁6.17判決は、被害者はもとより国民にも到底受け容れられる内容ではありません。

Q 最高裁の判断なのだから正しいといえるのでしょうか？

A 最高裁は、日本の司法制度における最終的な判断を示す裁判所ですが、原判決が適法に確定した事実拘束されるというルールがあります(民事訴訟法321条1項)。最高裁自らが原判決と異なる事実を認定することは許されていません。ところが最高裁は、原発事故を回避する方法があったとした仙台高裁、東京高裁、高松高裁の確定した事実認定をことさらに無視して、最高裁自らが原発事故を回避する方法はなかったとの事実認定しこれに基づいて国に責任はないとの判断を示しました。原判決の事実認定に拘束されるという民事訴訟法に違反した最高裁判決は正しいものとはいえません。

Q 最高裁が判決を出したのだからもうその結論を覆すことはできないのでしょうか？

A 最高裁判決であっても、別の事件について最高裁の判断と同じ判断をしなければならないというものではありません。裁判官は独立して裁判を行うこととされているので、同種事件について別の訴訟で地裁・高裁判決において適法に確定した事実関係に基づく判断として、最高裁が一度出された結論とは異なる結論を出すことは可能です。

Q 国が責任を取らなくても電力会社が責任を取れば、被害は回復されるのでは？

A お金だけの問題でいえば、被害者の被害は回復される部分があります。しかし、法律上の責任がないとなれば、国は被害者の被害回復全体について真摯に向き合うことをしません。原発事故の責任は、地域社会の再建や、医療体制の確立、子どもたちへのケアなど、多岐にわたる政治的課題を果たすことを含みます。国に責任があるとの裁判所の判断は、そのための基盤として必要なのです。

Q 原子力規制委員会が安全性を審査しているのだから他の原発は安全なのでは？

A 国の規制機関が原発の安全性を審査していたというのは、原発事故前も後も同じです。規制機関が原子力事業者と一体となって安全規制を怠った結果、福島第一原発事故が引き起こされました。国も、3.11の教訓として、万が一にも原発事故が起こらないように原発推進機関と安全規制機関とを分離し、新たな規制基準を定めるなどして原発の安全性確保に努めてきました。

しかし、最高裁6.17判決が原発事故についての国の責任を否定した後、岸田政権は、3.11の教訓をかなぐり捨てて、老朽化した原発の運転継続の道を開き、原発の新增設を推進する方向に原発政策を大転換しています。そこでは次の原発事故が起きることは想定されていません。再び福島第一原発事故のような事故が起きれば、今度は日本社会そのものの存立が危うくなる可能性もあります。